

幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例について

- 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等については、**幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。**

〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕（※以下「認定こども園法」）15条第1項

特例措置 (※)

※令和6年度末まで

〔認定こども園法一部改正法の施行〕
〔平成27年4月1日〕から10年間

① 幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件の緩和 (令和6年度末まで)

・幼稚園免許状・保育士資格のいずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例。(認定こども園法附則第5条)

※幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園教諭免許状及び保育士資格の保有状況 (令和4年4月1日現在)

両方保有	139,884人	92.0%
どちらか一方のみ保有	12,084人	8.0%
幼稚園教諭のみ	2,475人	1.6%
保育士のみ	9,609人	6.3%
総数	151,968人	100.0%

② 幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得要件の緩和 (令和6年度末まで)

・免許状又は資格の一方のみを持ち、一定の勤務経験（3年かつ4,320時間）を有する者について、大学等で一定の単位（8単位（※））を履修すること等による、もう一方の免許状・資格の取得に係る特例。

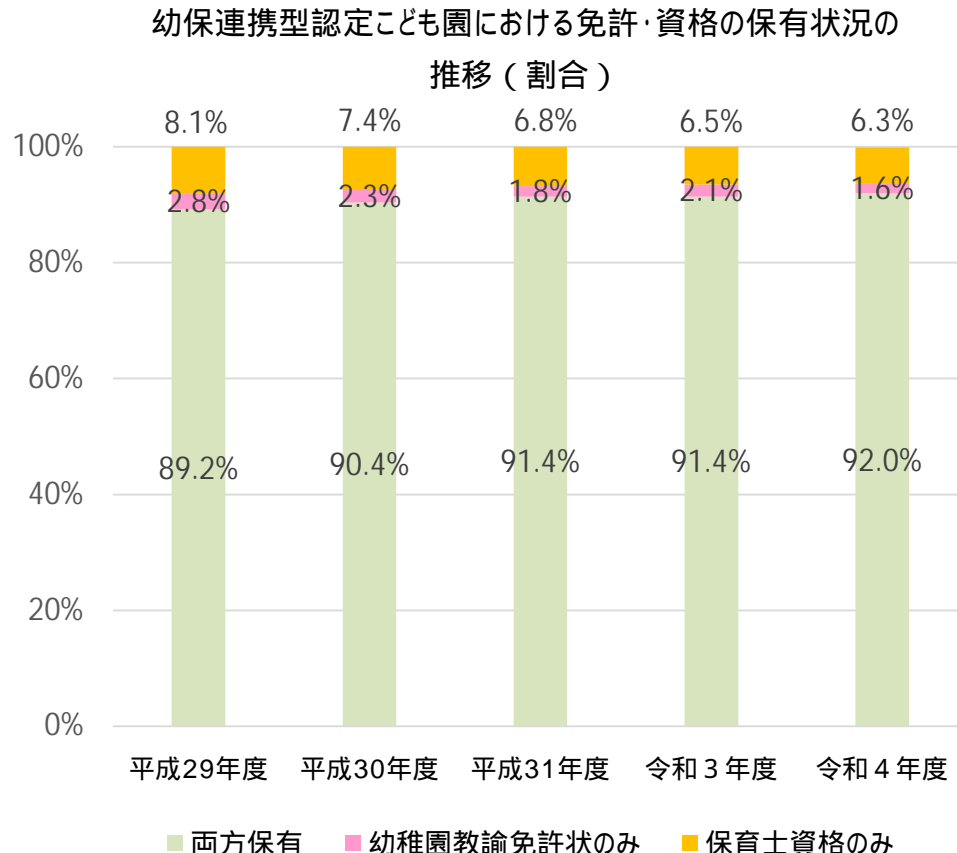
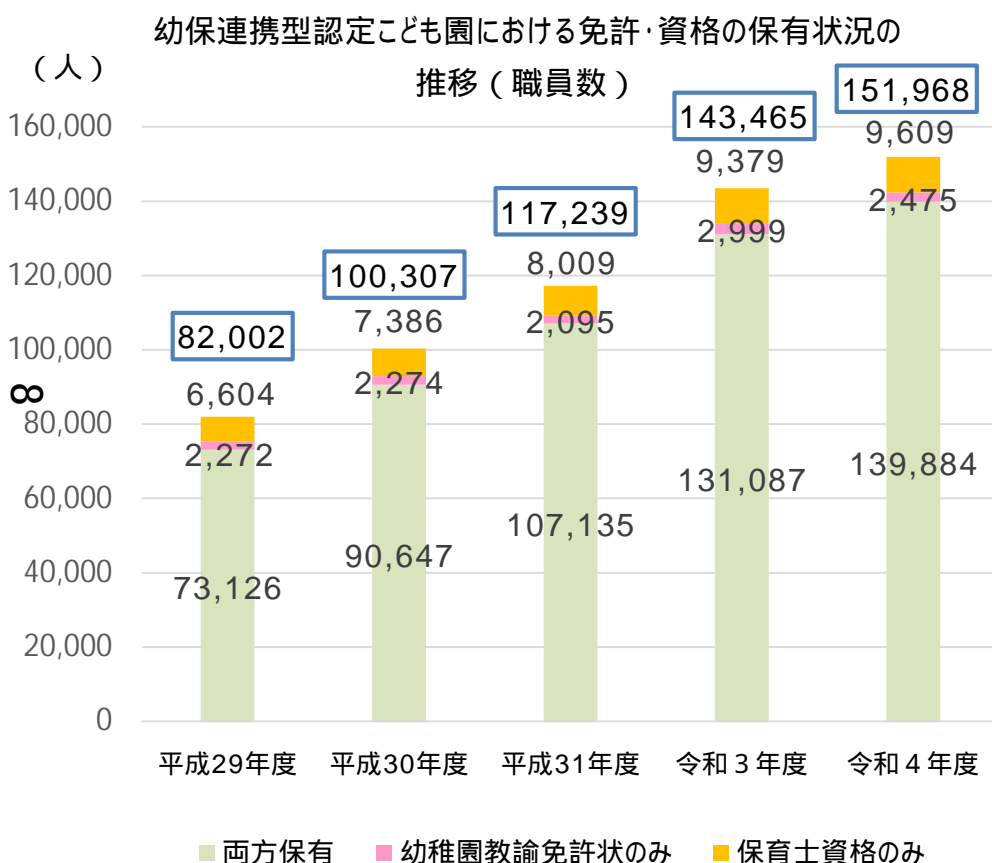
※(通常) 幼稚園教諭免許状: 大学等における単位の修得 (39単位(二種)/+20単位(一種)/+24単位(専修))

(教育職員免許法附則第18項、児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準)

- 本特例制度を活用し、
 - ・幼稚園教諭免許状の授与がなされた件数 (平成25年～30年度) : 20,013件
 - ・保育士試験に合格した者 (平成26年度から令和元年度) : 33,485人

(参考) 幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況について

- 幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許状・保育士資格を両方保有する職員の割合は着実に改善している。
- 一方で、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、幼稚園教諭免許状・保育士資格を一方のみ保有している職員の数自体は増加している。



(参考) 幼保連携型認定こども園の数

平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
3,618	4,409	5,137	5,688	6,093	6,475

各年度4月1日現在

令和2年度は調査を実施せず

(出所) 内閣府「認定こども園調査」

免許・資格の併有促進（従前）

【幼稚園教諭免許状】 保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減

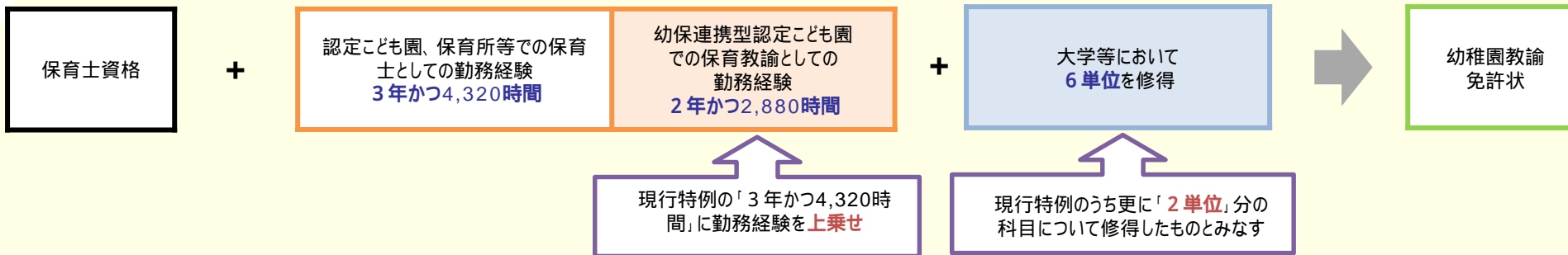


【保育士資格】 幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減

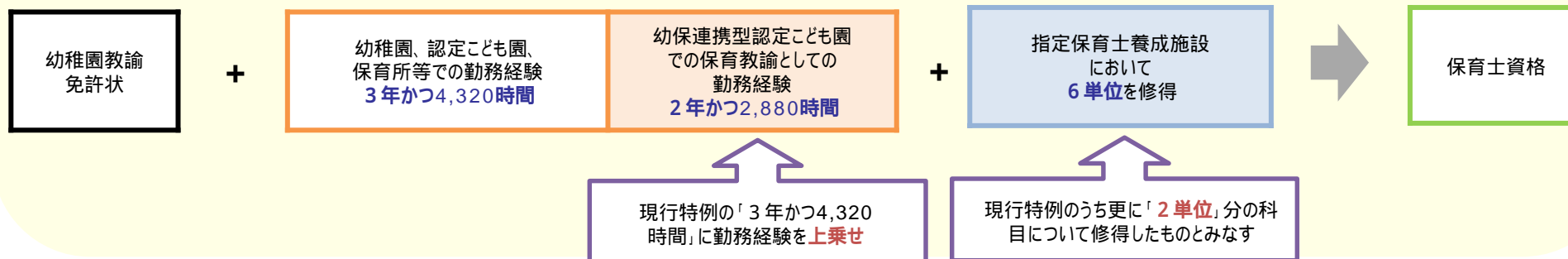


免許・資格の更なる併有促進策（令和5年4月～）

○ 【幼稚園教諭免許状授与の更なる特例】



【保育士資格取得の更なる特例】



保育士資格取得の所要資格の特例の科目と単位数について

修得が必要な特例教科目			(参考) 指定保育士養成施設で修得した教科目
科目名	現行特例の単位数	新規特例における単位数	
福祉と養護 (講義)	2 単位	2 単位	社会福祉
			子ども家庭福祉
			社会的養護
子ども家庭支援論 (講義)	<u>2 単位</u>	1 単位	子ども家庭支援論
			子育て支援
保健と食と栄養 (講義)	2 単位	2 単位	子どもの保健
			子どもの食と栄養
乳児保育 (演習)	<u>2 単位</u>	1 単位	乳児保育
			乳児保育
合計単位数	<u>8 単位</u>	6 単位	-

新規特例において、特例教科目として修得すべき単位数を 8 単位から 6 単位に見直した場合でも、修得すべき内容を担保することが必要である。このため、実務経験等と学びを結びつけることを前提とした上で、修得すべき内容のうち重点を置くべき内容を明確化して示すこととし、あわせて、幼保連携型認定こども園におけるこれまでの実務経験等を踏まえ、実務経験を学びに活かすことができるよう、特例教科目の授業における工夫について通知等で示すこととする。

幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例の科目と単位数について

取得可能な免許状の種類			現行特例に おける要件 (一種、二種 共通)	新規特例に おける要件 (一種、二種 共通)
11 教科 及 び 教 職 に 関 す る 科 目	領域及び保育内 容の指導法に 関する科目	領域に関する専門的事項	-	-
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	2（ 2 ）	1（ 3 ）
	教育の基礎的理 解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	-	-
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2（ 1 ）	2（ 1 ）
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	-	-
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	-	-
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	1
	道徳、総合的な 学習の時間等の 指導法及び生徒 指導、教育相談 等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	（ 2 ）	（ 3 ）
		幼児理解の理論及び方法	1	-
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		-	-	
教育実践に 関する科目	教育実習	-	-	
	教職実践演習	-	-	
大学が独自に設定する科目			-	-
合計単位数			8	6

1 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意。

2 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**2単位**を修得。

3 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**1単位**を修得。

4 特例を用いない場合、上記の各科目の他、日本国憲法、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作に関する単位を修得することが必要。

保育所の居室面積の特例について

令和5年4月1日更新

保育所の設備運営基準の概要

※幼保連携型認定こども園についてもほぼ同様。

保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、

1. ○保育士の配置基準 ○居室の面積基準（乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡）
○保育の内容（保育指針）、調理室（自園調理） などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。
2. ○屋外遊戯場の設置 ○必要な用具の備え付け ○耐火上の基準 ○保育時間
○保護者との密接な連絡 などについては、国の基準を参考にすればよい。

居室面積基準の特例の概要

居室の面積基準については、大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。

要件 ① (1または2のいずれか) ※それぞれ①は前々年の4月1日、②は前々年の1月1日の状況で判断	1 以下のいずれにも該当する市区町村	2 以下のいずれにも該当する市区町村
		① 待機児童数及び本特例により利用できるようになった児童数の合計が100人以上 → 待機児童問題が特に深刻な地域であること ② 平均地価が三大都市圏平均を超える → 保育所の増設等を図るに当たり、 <u>土地等の確保が困難であること</u>
期間	平成24年4月1日～令和7年3月31日（令和5年3月31日までを2年間延長）	
対象市区町村数	2市【令和5年4月1日時点】（ <u>実施は大阪市のみ</u> ）	
	大阪府	大阪市
	兵庫県	西宮市

重点番号18: 保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止(こども家庭庁)